

こくさいこうりゅうかいかんとうにゅうきょしゃぼしゅう

国際交流会館A・B棟の入居者募集について

1. 入居の条件・・・外国人留学生で2026年4月より6か月以上岐阜大学に在籍予定の者
国際交流会館のルールを守る者
家賃を滞りなく払える者

2. 各居室の案内（2025年12月現在）※寄宿料，共益費等が変更になる場合があります。

居室区分	単身室	夫婦室	家族室
寄宿料 (月額)	A棟(女子) 5,900円 B棟(男子) 4,700円	A棟 11,900円 B棟 9,500円	14,200円
その他	※他に共益費4,000円，光熱水費 ※入居した月の翌月に預託金 A棟：35,000円 B棟：30,000円 ※退去月に居室清掃費 A棟：12,100円 B棟：6,050円 ※入居期間中の保険料注1 (例) 1年分：4,000円前後	※他に共益費4,000円 ※電気・ガス・水道料は実費 ※入居した月の翌月に預託金45,000円 ※退去月に居室清掃費14,520円 ※入居期間中の保険料 (例) 1年分(単身)：4,000円前後 (同居家族あり)：6,000円前後	※他に共益費4,000円 ※電気・ガス・水道料は実費 ※入居した月の翌月に預託金60,000円 ※退去月に居室清掃費14,520円 ※入居期間中の保険料 (例) 1年分(単身)：4,000円前後 (同居家族あり)：6,000円前後
居室面積 など等	12～15㎡ ※A棟：ユニットバス付き B棟：トイレ付き 補食室・洗濯室は共用	36㎡ ※ユニットバス・台所付き	54㎡ ※ユニットバス・台所付き

注1 入居期間中の保険料の補償内容：学生自身の病気やケガ，自転車運転中の高額賠償事故，借家人賠償，生活用動産の補償など

3. 募集手続きおよび入居許可期間，選考結果の通知について

申請書類の配布場所	留学支援係またはグローバル推進機構のホームページからダウンロード URL https://www.glocal.gifu-u.ac.jp/studyabroad/information/
提出書類	①入居許可申請書 ②新規渡日私費留学生は，在留資格認定証明書または申請受付票の写し ③4月入学予定の者は，入学許可証または合格通知書の写し ④国民健康保険証を所持している者は，その写し ⑤在留カードを所持している者は，その写し（入居予定者全員分） ⑥夫婦室・家族室希望の者は，同居人が配偶者または子供であることを証明できるもの
書類の提出期限と提出場所	各部局の留学生担当窓口に確認してください。 各部局留学生担当窓口へ提出してください。 ※申請書の記入は，本人または指導教員のみです。
入居許可期間	2026年4月1日～2027年3月19日 または 2026年4月1日～2026年9月18日 正規生・非正規生ともに1年以内
選考結果の通知	2026年2月20日（予定）

4. 申請時の注意

- ①申請者の在留資格が「留学」であること。なお，在留期限が2026年4月1日以前の者は入居までに在留期限の更新を完了していること。
- ②部局間の交換留学生を除き，新規渡日私費留学生は，入学許可証または合格通知証の写しと在留資格認定証明書または申請受付票の写しを添付すること。
- ③留学生で，各種団体等から国費外国人留学生の大学院レベル給与（月額147,000円）を超える滞在費（給与，奨学金等）を受給する者は申請できない。
- ④国費外国人留学生（大学院レベル）については，毎月147,000円程度の給与を受給しているため，居室は原則，夫婦室（子供がいる場合は家族室）とする。
- ⑤次に示す会館入居歴がある者は申請できない。ただし，日本語・日本文化研修留学生または交換留学生として入居していた期間は入居歴に含めない。
- ・通算12か月以上，単身で，単身室，夫婦室または家族室に入居していた者

・通算36か月以上（医学・獣医学を専攻する博士課程大学院生は通算48か月以上）、同居家族とともに、夫婦室または家族室に入居していた者（同居家族の入居歴も含む）

⑥休学予定の留学生は申請できない。

⑦夫婦室・家族室に同居できる家族の在留資格は「家族滞在」または「留学」の者のみとし、「文化活動」、「短期滞在」、「研究」、その他就労可能な在留資格等を有する者は同居できない。また、申請者の両親・兄弟は同居家族として入居できない。

⑧夫婦の場合、いずれか入居歴の長い方を入居期間として適用する。

⑨子供がいる場合は、家族室を申請すること。

⑩夫婦のいずれかが研究者の場合は、国際交流会館C棟へ入居申請すること。

⑪自動車を所有している者は、運転免許証と任意保険証（自動車保険証券）の写しを提出すること。

※国際交流会館に駐車する場合は、日本の免許証が必要です。

⑫許可された入居期間の初日から10日以内に入居しない場合には、入居許可を取り消すことがある。

⑬光熱水料費は、実費であり、許可された入居期間の初日から発生する。

⑭国民健康保険に加入する（または加入している）こと。

⑮会館からの退去命令や、館長から注意を受けた者の入居申請は受け付けない。

⑯申請書に虚偽の記載があった場合は、入居許可を取り消し、今後一切の申請を受け付けないものとする。

5. 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消し、退去処分とする。

- (1) 入居後1か月を経過しても入居者が入居申請の条件を満たさないとき。
- (2) 預託金、寄宿料、使用料及び光熱水料などの納付を怠り、督促しても納付しないとき。
- (3) 入居者が入居許可期間中に重大なルール違反をおこしたとき。
- (4) 健康上の理由により会館における集団生活に適さないと認められるとき。
- (5) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められるとき。

6. 問い合わせ先

学務部国際事業課留学支援室留学支援係 岡本/社本 TEL : 058(293)2137/内線9685

E-mail : kaikan@t.gifu-u.ac.jp
URL : https://www.glocal.gifu-u.ac.jp/studyabroad/daily_life/housing/

A棟單身室

B棟單身室

